(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百六十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高島市安曇川町青柳字貫正寺一五五六番一から同市安曇川町青柳字城ノ腰一二二〇番一〇まで	前	四〇・四〇～五九・六九メートル	〇・五二二キロメートル
	後	四〇・四〇～五九・六九メートル	〇・五二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十五日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	高島市安曇川町青柳字欠畑一九四三番一から同市安曇川町青柳字城ノ腰一二二〇番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十七日二十三時

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百六十一号　高島市安曇川町青柳字欠畑一九四三番一から同市安曇川町青柳字城ノ腰一二二〇番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日

○中国地方整備局告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
鳥取県岩美郡岩美町大字本庄字荒木二四七番一から同町大字浦富字下荒木六六番一まで	一五・〇〇～八八・五〇メートル	〇・二〇五キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十八年三月二十五日

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　中国地方整備局長　丸山　隆英

○北海道開発局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　北海道開発局長　本田　幸一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　鳥取県岩美郡岩美町大字本庄字荒木二四七番一から同町大字浦富字下荒木六六番一まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十六日

○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十五日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	A	七・八一～二九・〇〇メートル	五・二八一キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E	一二・五〇～一六九・一四	五・二〇四	
	後 B・C・D・E	八・〇五～三一・六五	五・二八一	
		一二・五〇～一六九・一四	五・二〇四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	水俣市袋字平田九〇八番二から同市袋字大畑一八四六番三まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日

○九州地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	糸島市波多江駅北四丁目五五〇番一から同市波多江駅北四丁目一五二二番まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日

○北海道開発局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　北海道開発局長　本田　幸一